

定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日



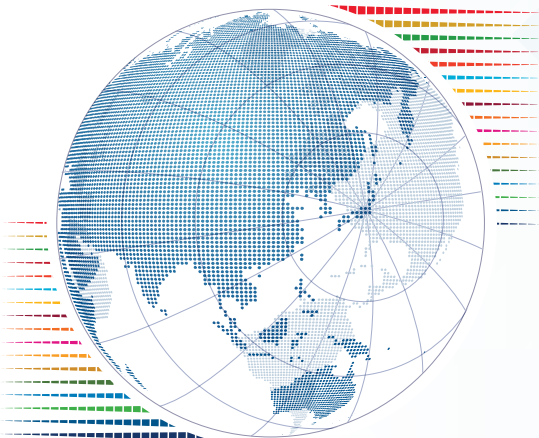
日時

2025年6月18日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



Beyond Expectations

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2025年6月17日（火曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件
- 第9号議案 取締役賞与支給の件
- 第10号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

株式会社 小森コーポレーション

証券コード：6349

(証券コード 6349)
2025年5月28日
(電子提供措置の開始日2025年5月21日)

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.komori.com/ir/ja/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（小森コーポレーション）または証券コード(6349)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月17日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 1.第79期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第79期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件
- 第9号議案 取締役賞与支給の件
- 第10号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件


以上

- ◎電子提供措置事項のうち株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「企業の集団の現況に関する事項」のうち「財産および損益の状況の推移」「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「従業員の状況」「主要な借入先および借入額」
 - ・事業報告のうち「会社の株式に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・監査報告書（連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書）
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

会社法の改正に伴い株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、当社は、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、本招集ご通知（電子提供している株主総会資料から上記に掲げる事項を除いた書面）を一律でお送りしております。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月18日（水曜日）
午前10時




書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後5時30分到着



インターネットで議決権を行使する方法

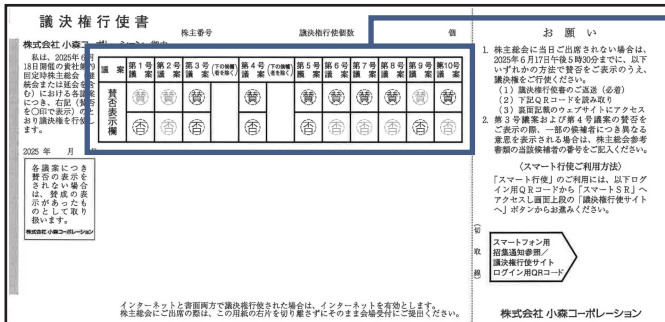
次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月17日（火曜日）
午後5時30分まで

※ 郵便事情により到着までにお時間を要する場合がございますのでお早めにご投函をお願いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 議決権行使者数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛成の表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
反対の表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

お願い

- 株主総会に当日ご出席されない場合は、2025年6月17日午後5時30分までに、以下いずれかの方法で賛否をご表示のうえ、議決権をご行使ください。
 - 議決権行使書のご返送（必着）
 - 下記QRコードを読み取り
 - 裏面記載のウェブサイトにアクセス
- 第3号議案および第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき賛否を兼意を表示される場合は、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。

（スマート行使ご利用方法）

「スマート行使」の利用には、以下ログインQRコードから「スマートSR」へアクセスし適宜登録ください。

スマートフォン用 投票通知メール / 議決権行使サイト ログイン用QRコード

インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右方を切り離してそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社 小森コーポレーション

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8・9・10号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

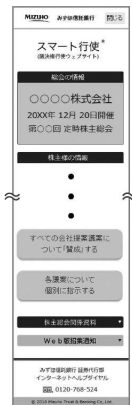
インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

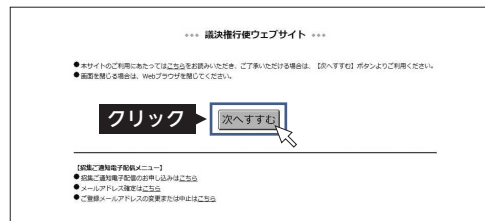


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権をご行使いただけます。

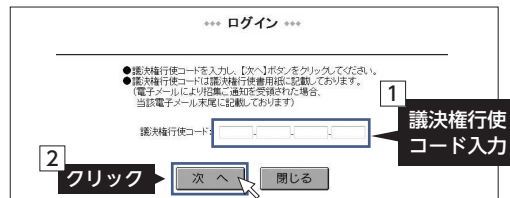
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

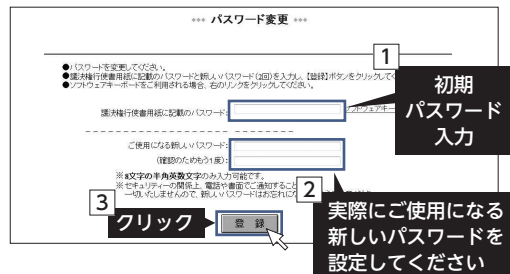
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

(株主の皆様へのお願い)

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (2) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- (1) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324 (平日 9:00~17:00)**

以 上



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6349/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金48円 総額2,566,710,192円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり68円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月19日

2. その他剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、意思決定の迅速化および取締役会の実効性向上ならびに取締役会のモニタリング機能強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとし、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 目的の追加

所有不動産の有効活用を進めるべく、不動産の賃貸を目的に追加するものであります。

(3) 責任限定契約の締結対象者の拡大に関する変更

取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条を変更案第24条のとおり変更するものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他の変更

上記各条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 印刷機械、印刷関連機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工	1. 印刷機械、印刷関連機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工
2. 精密機械、電子機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工	2. 精密機械、電子機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工
3. 建築工事の設計、施工、請負および管理 (新 設)	3. 建築工事の設計、施工、請負および管理
4. 前各号に付帯する一切の業務	<u>4. 不動産の賃貸</u> 5. 前各号に付帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. 監査役会	(削除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は12名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p><u>② 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(任 期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第24条 会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役会長が招集し議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役会長に事故あるとき、または取締役会長を置かないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第24条 会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>③ <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会が定める選定監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

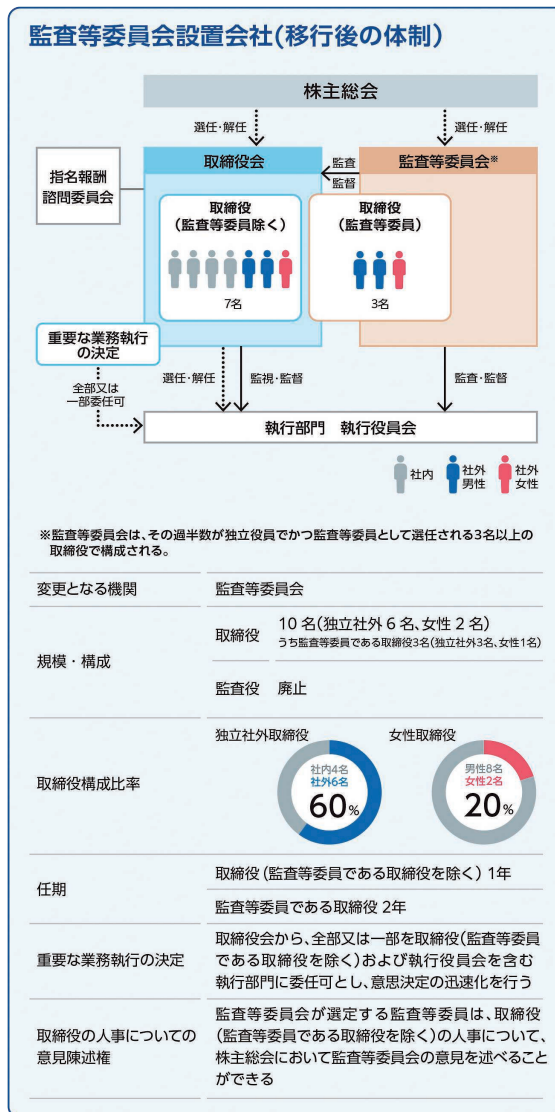
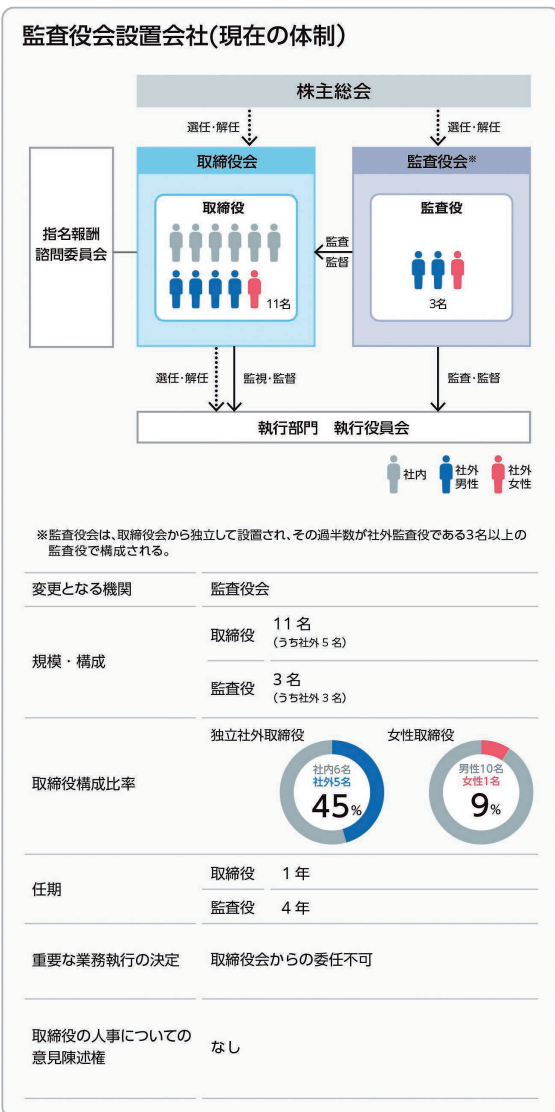
現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集手続) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 執行役員</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の招集手続)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第6章 執行役員</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

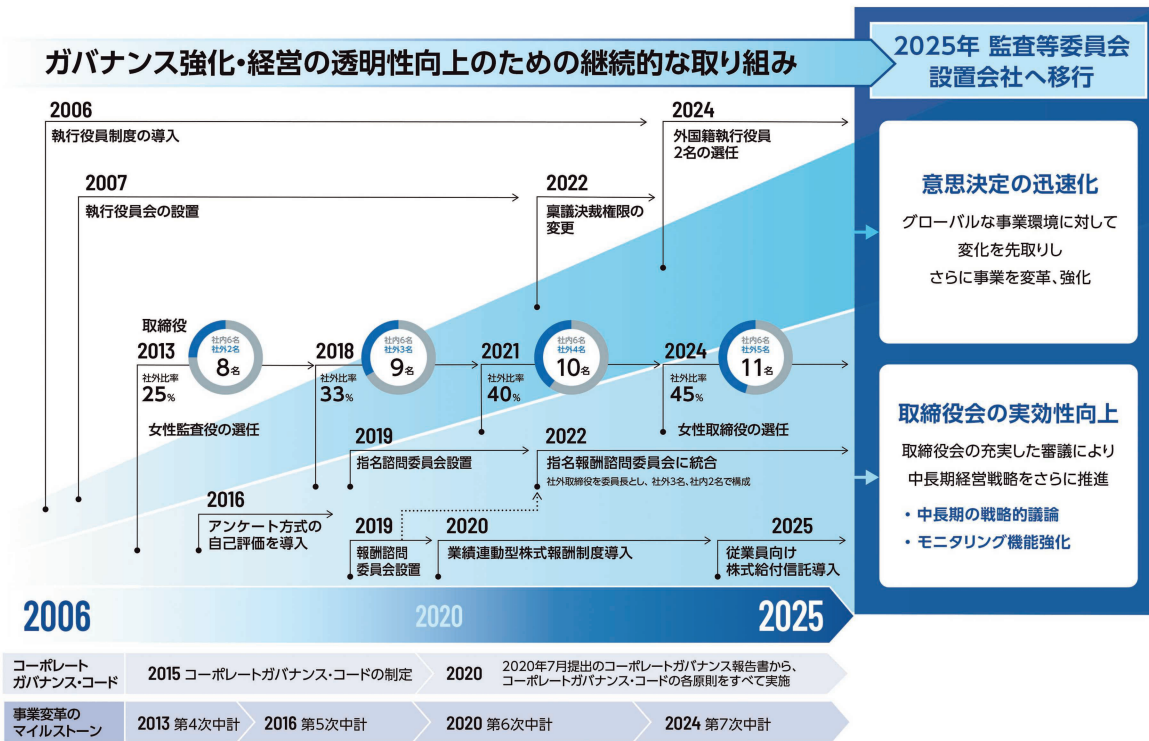
[ご参考 監査等委員会設置会社への移行]

機関設計移行の概要

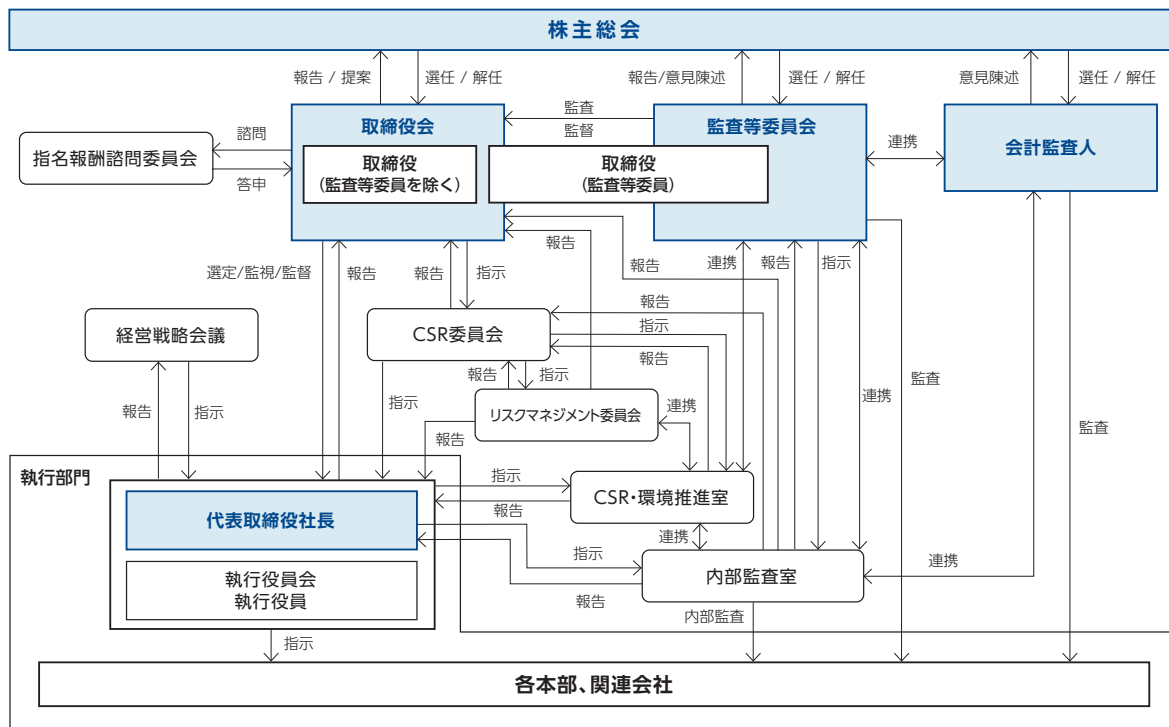
当社は、2025年6月開催予定の定時株主総会における承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行します。現在の「監査役会設置会社」体制からの、移行の概要は以下のとおりです。



コーポレートガバナンス体制の変遷



コーポレート・ガバナンス体制



第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除き、以下、本議案において同じとします。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	取締役会出席状況
1	再任 小森 善治 こもり よしはる	取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 持田 訓 もちだ さとし	代表取締役社長 兼最高経営責任者（CEO）	100% (13回/13回)
3	再任 松野 浩一 まつの こういち	取締役 兼常務執行役員 オフセット事業本部長	100% (13回/13回)
4	再任 橋本 巖 はしもと いわお	取締役 兼常務執行役員兼最高財務責任者（CFO） グローバル経営管理統括本部長兼管理本部長	100% (13回/13回)
5	再任 丸山 俊郎 まるやま としろう	社外 独立 取締役	100% (13回/13回)
6	再任 山田 浩二 やまだ こうじ	社外 独立 取締役	100% (13回/13回)
7	再任 林 貴子 はやし たかこ	社外 独立 取締役	100%※ (10回/10回)

※林貴子氏の取締役会への出席状況については、2024年6月18日の取締役就任以降の状況を記載しています。

候補者番号

1

こもり よし はる
小森善治 (1939年6月27日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 1,085,226株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任



■ 略歴、地位および担当

1962年	4月	当社入社
1967年	6月	取締役
1979年	8月	常務取締役
1987年	8月	専務取締役営業本部長
1993年	4月	代表取締役社長
2006年	7月	代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)
2009年	6月	代表取締役会長兼社長兼最高経営責任者 (CEO)
2014年	6月	代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)
2019年	6月	取締役会長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

小森善治氏は、当社の経営理念である「感動企業の実現」を提唱し、長年にわたる経営者経験とお客様視点での事業企画および、お客様の収益向上につながるソリューション提案等により培った印刷に関する専門的な知見のもと、国内外のお客様との交流を促進する組織的な活動を率先して行うことで強固な信頼関係を構築し、強靭に営業活動を推進してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

もちだ さとし
持田訓 (1950年8月7日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 96,657株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任



■ 略歴、地位および担当

1975年	4月	当社入社
1995年	6月	取締役経営管理副室長兼秘書室長兼海外営業本部長
1998年	6月	常務取締役社長室長兼本社営業本部長
2000年	4月	常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長
2001年	7月	常務取締役営業統括本部長兼本社営業本部長兼海外営業本部長
2005年	3月	常務取締役経営企画室長
2006年	7月	常務取締役兼常務執行役員経営企画室長
2006年	11月	代表取締役専務兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長
2011年	6月	代表取締役兼最高執行責任者 (COO) 兼専務執行役員経営企画室長
2013年	4月	代表取締役副社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長
2014年	6月	代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) 経営企画室長兼CSR推進室長
2016年	3月	代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) つくばプラント長
2019年	6月	代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) (現任)

■ 取締役候補者とした理由

持田訓氏は、2014年6月より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の各事業の特性および事業戦略に精通し、市場環境が変化する中で、グループ事業を俯瞰的に捉え、グローバル化のさらなる拡大とインベーションを加速させた事業運営を推進するとともに、強いリーダーシップを発揮してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループ全体の経営に対する適切な監督を行い、持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

まつ の こう いち
松 野 浩 一

(1960年9月7日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 25,395株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任



略歴、地位および担当

1985年	4月	当社入社
2005年	3月	取手工場長兼つくば工場長
2006年	3月	つくば工場長
2011年	2月	つくば副プラント長兼海外生産推進室長
2012年	4月	執行役員つくば副プラント長兼つくば工場長
2014年	4月	執行役員管理本部長
2014年	6月	取締役兼執行役員管理本部長兼KNT事業推進プロジェクトリーダー
2022年	7月	取締役兼常務執行役員つくばプラント長兼つくば工場長
2023年	3月	取締役兼常務執行役員オフセット事業本部長兼つくばプラント長
2024年	4月	取締役兼常務執行役員オフセット事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

松野浩一氏は、製造・購買・バリューチェーンを統括する生産拠点の責任者を長年にわたり務め、財務における高い専門性も有し、管理の効率化と当社財務戦略の策定・実行において実績を残し、コーポレートガバナンス強化にも寄与してまいりました。その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、今後も引き続き、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

はし もと いわお
橋 本 巖

(1958年12月14日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 6,515株

■ 取締役会への出席状況

100% (13回/13回)

再任



略歴、地位および担当

1981年	4月	久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社
2007年	4月	同社ポンプ企画部長
2015年	4月	同社水・環境総括部長
2019年	4月	当社入社 管理本部副本部長
2020年	2月	執行役員つくばプラント副プラント長兼株式会社小森マシナリ 一代表取締役
2022年	2月	執行役員管理本部長
2022年	6月	取締役兼執行役員管理本部長
2023年	4月	取締役兼上席執行役員管理本部長
2024年	7月	取締役兼常務執行役員兼最高財務責任者 (CFO) グローバル 経営管理統括本部長兼管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

橋本巖氏は、グローバルに展開する企業において、事業運営における経営管理と事業企画に精通し、開発、製造の管理効率化に実績を残し、当社製造拠点の労働生産性向上にリーダーシップを発揮してまいりました。財務活動における高い専門性も有しており、その豊富な経験と知見、経営に関する高い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と企業価値向上につながる必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

まる やま とし ろう
丸 山 俊 郎

(1957年4月21日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 0株
■ 取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

再任 社外 独立



略歴、地位および担当

1982年	4月	大蔵省印刷局入局（現独立行政法人国立印刷局）
2009年	4月	同局開発部長
2011年	4月	同局滝野川工場長
2013年	4月	同局セキュリティ製品事業部長
2015年	4月	同局理事
2019年	3月	同局退任
2021年	6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けています。

丸山俊郎氏には証券印刷に関する深い学識経験と、工場運営および事業経営経験をもとにした幅広い見識等を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任するものです。

なお、丸山俊郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、丸山俊郎氏の本総会終結時の就任期間は4年であります。

候補者番号

6

やま だ こう じ
山 田 浩 二

(1954年6月21日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 312株
■ 取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

再任 社外 独立



略歴、地位および担当

1977年	4月	株式会社小松製作所入社
1996年	8月	コマツアメリカ株式会社チャタスガ工場管理部長
1999年	4月	株式会社小松製作所生産本部大阪工場管理部長
2002年	4月	同社生産本部栗津工場長
2004年	4月	同社執行役員
2005年	4月	同社産機事業本部長兼コマツ産機株式会社代表取締役社長
2009年	2月	同社インド総代表
2009年	4月	コマツインディア有限公司社長
2010年	4月	株式会社小松製作所常務執行役員
2013年	6月	同社常勤監査役
2018年	5月	株式会社内村特別顧問（現任）
2023年	6月	株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役
2023年	6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

山田浩二氏には、グローバルに展開する総合機械メーカーにおける、国内外の工場経営経験と事業責任者としての実績、また、多くの外国籍社員の人材育成と管理にかかわる豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、山田浩二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、山田浩二氏の本総会終結時の就任期間は2年であります。

候補者番号

はやし

7 林

たか
貴こ
子

(1962年9月19日生)

■ 所有する当社株式の数

普通株式 0株

■ 取締役会への出席状況

100% (10回/10回)

再任 社外 独立



■ 略歴、地位および担当

1985年	4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入社
2004年	10月	Gallup Organization Japan Executive Director of Operations in Asia
2007年	1月	株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）CLO室次長
2018年	4月	同社人事担当シニアオフィサー・執行役員兼人事部長
2020年	4月	同社人事担当チーフオフィサー・常務執行役員
2022年	10月	株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィナンシャルグループエグゼクティブアドバイザー
2023年	4月	ISO TC260 国内審議委員会委員
2024年	4月	三井住友カード株式会社常務執行役員人事共同担当兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員グループCHRO補佐（現任）
2024年	6月	当社社外取締役（現任） UTグループ株式会社社外取締役監査等委員（現任）

■ 重要な兼職の状況

三井住友カード株式会社常務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員グループCHRO補佐
UTグループ株式会社社外取締役監査等委員

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し、経営経験、法律や会計の専門性、技術開発、人材育成、ダイバーシティ推進に関する知見を有する人材を配置するように心掛けております。

林貴子氏には、人的資本経営、グローバルな視点での人材育成、ダイバーシティの推進に関する豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため社外取締役として選任するものです。

なお、林貴子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、林貴子氏の本総会最終時の就任期間は1年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての取締役候補者は、取締役選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2025年7月に更新される予定です。
3. 丸山俊郎氏、山田浩二氏および林貴子氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 丸山俊郎氏、山田浩二氏および林貴子氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といい、本議案において同じとします。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	取締役会出席状況
1	新任 あまこ しんじ 尼子 晋二	■ 社外 ■ 独立 社外監査役	100% (13回/13回)
2	新任 おおつか まさひろ 大塚 雅広	■ 社外 ■ 独立 社外監査役	100% (10回/10回)
3	新任 やまぐち るみ 山口 留美	■ 社外 ■ 独立 —	—

※大塚雅広氏の取締役会への出席状況については、2024年6月18日の監査役就任以降の状況を記載しています。

候補者番号	あまこ しんじ 1 尼子 晋二 (1956年4月21日生)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所有する当社株式の数 普通株式 0株 ■ 取締役会への出席状況 100% (13回/13回) ■ 監査役会への出席状況 100% (13回/13回) 	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">新任</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">社外</div> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">独立</div> </div>
-------	----------------------------------	--	---



略歴、地位および担当

1979年	4月	久保田鉄工株式会社（現株式会社クボタ）入社
1998年	4月	同社枚方製造所鋳鋼製造部技術グループ長
2009年	4月	同社理事
2010年	4月	同社素材営業部長
2012年	4月	同社素材事業ユニット長
2013年	4月	クボタマテリアルズカナダCorp.社長
2016年	6月	当社常勤社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

尼子晋二氏は、異業種メーカーでの業務および海外勤務や経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識を活かし、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、会社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと判断したため、監査等委員として選任するものです。

なお、尼子晋二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、尼子晋二氏の本総会最終時の監査役としての就任期間は9年であります。

候補者番号

2

おお
大つか
塚まさ
雅ひろ
広

(1961年11月29日生)

- 所有する当社株式の数
普通株式 0株
- 取締役会への出席状況
100% (10回/10回)
- 監査役会への出席状況
100% (10回/10回)

新任	社外	独立
----	----	----



略歴、地位および担当

1986年	4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入社
2011年	1月	株式会社みずほ銀行総合コンサルティング部長
2014年	4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員リテールバンキング業務部長兼株式会社みずほ銀行執行役員リテールバンキング業務部長
2015年	4月	同社常務執行役員個人ユニット副担当役員兼株式会社みずほ銀行常務執行役員個人ユニット長
2016年	4月	同社常務執行役員リテール・事業法人カンパニー副担当役員兼株式会社みずほ銀行常務執行役員リテール・事業法人部門共同部門長
2017年	5月	みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長
2019年	4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役専務リテール・事業法人カンパニー長兼みずほ信託銀行株式会社取締役兼みずほ証券株式会社取締役
2021年	4月	同社執行役専務リテール・事業法人カンパニー長兼みずほりサーチ&テクノロジー株式会社代表取締役社長
2022年	4月	同社執行役リテール・事業法人カンパニー長
2023年	4月	みずほ信用保証株式会社代表取締役社長
2024年	6月	当社社外監査役（現任） 株式会社ヤナセ常勤社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ヤナセ常勤社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大塚雅広氏は、長年にわたり金融機関において要職を歴任し、金融、財務における専門的な知識を蓄積するとともに、ビジネス戦略の策定・遂行、ガバナンス確保など経営者としての豊富な経験を有しており、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、会社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと判断したため、監査等委員として選任するものです。

なお、大塚雅広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、大塚雅広氏の本総会最終時の監査役としての就任期間は1年であります。

候補者番号

3

やま
山

ぐち
口

る
留

み
美

(1968年8月13日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 0株

■ 新任 ■ 社外 ■ 独立



■ 略歴、地位および担当

1991年	4月	みずす監査法人 (当時 中央新光監査法人) 入所
1994年	3月	公認会計士登録
2007年	7月	みずす監査法人 退所
2007年	8月	山口留美公認会計士事務所 開設 (現任)
2012年	3月	税理士登録
2012年	3月	山口留美税理士事務所開設 (現任)
2022年	6月	日本ケミファ株式会社 社外監査役 就任 (現任)

■ 重要な兼職の状況

日本ケミファ株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

山口留美氏は、長年にわたり公認会計士として、財務、会計、税務の専門知識と経験を有しており、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、会社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと判断したため、監査等委員として選任するものです。

なお、山口留美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役 (および監査役) を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。
- なお、当該契約は、2025年7月に更新される予定です。
3. 尼子晋二氏、大塚雅広氏および山口留美氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 尼子晋二氏および大塚雅広氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。また、山口留美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の当該契約を締結する予定であります。

[ご参考：第3・4号議案が承認されたのちの経営体制]

		専門性・実務経験									
氏名	社外	企業経営 経験	当社事業 に関する 知見	営業 マーケティング	製造 品質管理	研究開発 イノベーション	ファイナンス	環境・社会	人事 人材開発	法務 コンプライアンス	グローバル
社内取締役	小森 善治	●	●	●		●					●
	持田 訓	●	●	●	●	●		●	●		●
	松野 浩一		●		●	●	●	●		●	●
	橋本 巖		●		●		●	●	●	●	
社外取締役	丸山 俊郎	●	●		●	●					
	山田 浩二	●	●		●	●	●		●	●	●
	林 貴子	●							●		●
監査等委員	尼子 晋二	●	●		●					●	●
	大塚 雅広	●	●		●		●			●	●
	山口 留美	●					●	●		●	

※上記一覧表は、取締役および監査等委員の有する全ての知見を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といい、本議案において同じとします。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。また、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

まる やま とし ろう
丸 山 俊 郎

(1957年4月21日生)

■ 所有する当社株式の数
普通株式 0株
■ 取締役会への出席状況
100% (13回/13回)

社外 独立



略歴、地位および担当

1982年 4月	大蔵省印刷局入局（現独立行政法人国立印刷局）
2009年 4月	同局開発部長
2011年 4月	同局滝野川工場長
2013年 4月	同局セキュリティ製品事業部長
2015年 4月	同局理事
2019年 3月	同局退任
2021年 6月	当社社外取締役（現任）

補欠の監査等委員の候補者とした理由および期待される役割

丸山俊郎氏は証券印刷に関する深い学識経験と、工場運営および事業経営経験をもとにした幅広い見識等を活かし、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、会社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと判断したため、補欠の監査等委員として選任するものです。

なお、丸山俊郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

また、丸山俊郎氏の本総会最終時の取締役としての就任期間は4年であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できることとなります。当該契約に基づく賠償責任額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。丸山俊郎氏が取締役役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、当社取締役（および監査役）を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしております。丸山俊郎氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定です。なお、当該契約は、2025年7月に更新される予定です。
4. 丸山俊郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額 決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2021年6月22日開催の第75回定時株主総会の決議により、年額350,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません。）としておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額350,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含みません。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、また、当社が任意に設置している指名報酬諮問委員会において審議した後、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものであり、その内容は相当と判断しております。指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とした5名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。

現在の取締役は11名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。本議案の内容は、当社が任意に設置している指名報酬諮問委員会において審議した後、その答申内容を踏まえて取締役会で決定したものであり、その内容は相当と判断しております。指名報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とした5名で構成し、過半数を独立社外取締役としております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による監査等委員会設置会社への移行にかかる定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案 業務執行取締役に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会において、一部内容を改定の上、制度を継続することをご承認いただき、今日に至りますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止した上で、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、業務執行取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役であり、以下、本議案において同じとします。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2024年6月18日開催の第78回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。また、当社は、第2号議案および第3号議案が承認可決された場合、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致し、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経て取締役会で決定しており、その内容は相当と判断しております。

本議案は、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に対して支給するものであります。

本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる業務執行取締役は5名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる業務執行取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、業務執行取締役（※）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

※本議案による改定前にあっては、業務執行取締役（社外取締役を除く。）を意味し、本議案による改定後にあっては、前記1のとおり業務執行取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）を意味するものとします。以下同じとします。

(1) 本制度の対象者	業務執行取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）
(2) 当社株式の取得方法および取得株式数	拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。（※1）（※2）（※3） なお、業務執行取締役に付与されるポイントの上限数は1事業年度当たり50,400ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は「50,400株×対象期間の年数」となる。
(3) 給付される当社株式数の算定方法と上限	各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位および業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与。（※4） 業務執行取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、50,400ポイントを上限。（※5） 付与されたポイントは、(4)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算。（※6）
(4) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法	業務執行取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により定められる当社株式を本信託から給付。（※7）
(5) 議決権行使	信託管理人の指図に基づき、一律に行使しない。（※8）
(6) 配当の取扱い	本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充当。（※9）
(7) 信託終了時の取扱い	当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了。（※10）

- (※ 1) 当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。なお、当初対象期間経過後の対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更することといたします。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取得しております。
- (※ 2) 当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく業務執行取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。
ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して業務執行取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、業務執行取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、以降の対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※ 3) 本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※ 4) 各事業年度に関して付与されるポイントは、事業年度ごとに中期経営計画における各数値計画の達成度合いに応じて調整され、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、各数値計画につき0～1.2（0%～120%）の範囲で決定するものとし、いずれの数値計画に関しても、未達成の場合に乗じる係数は0（0%）といたします。
- (※ 5) 現行の役員報酬の支給水準、業務執行取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。
- (※ 6) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。
- (※ 7) 役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。
業務執行取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、業務執行取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。以下同じとします。）を基礎とします。なお、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。
- (※ 8) かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。
- (※ 9) 本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、原則としてその時点で在任する業務執行取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。
- (※ 10) 本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（※ 9）により業務執行取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<参考資料>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（案）について

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除き、以下同じとします。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、社外取締役3名および社内取締役2名の計5名にて構成する指名報酬諮問委員会において原案を作成および審議した上で、その答申内容を尊重して2025年6月18日開催の取締役会において決議を予定しております。

ii) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るために十分に機能し、説明責任や業績連動性を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬から構成されるものとし、他方で、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬の個人別の支給額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。なお、基本報酬は、毎月一定の時期に支払うこととしております。

業績連動賞与および業績連動型株式報酬の決定に係る方針については、後掲「①業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本方針に照らして適切な割合となるように決定するものとしております。なお、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、基本報酬の総額の約2分の1程度となり、賞与として毎年一定の時期に支給することがあります。個人別の報酬額のうち、基本報酬および業績連動賞与については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、詳細については後掲「②取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項」のとおりです。

なお、監査等委員は、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査等委員の協議により基本報酬額を決定しております。

① 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬等は、金銭報酬等である業績連動賞与と非金銭報酬等である業績連動型株式報酬から構成されております。

まず、事業年度ごとの業績連動賞与の業績連動の指標としては、株主還元の充実に寄与する重要な経営指標であり、年度単位の取締役の貢献度の測定に最適であるとの考えから、連結営業利益を採用しております。具体的な支給金額は、原則として中期経営計画における当該事業年度の連結営業利益の計画値を基準に、その達成度に応じるものとし、事業年度終了後に株主総会にお諮りすることとしております。

次に、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業務執行取締役を対象に業績連動型株式報酬を支給する制度（「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」）を、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議により導入し、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会決議により改定しております。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2025年6月18日開催の第79回定時株主総会決議により、業務執行取締役に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定しております。同制度は、各事業年度において、対象者に対して、役員株式給付規程に基づき役位を勘定して定まるポイントを中期経営計画の最終年度の各数値に対する達成度合いを事業年度ごとに評価して付与され、退任後にそのポイントに応じて株式が給付されます。また、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、数値計画につき、0~1.2（0%~120%）の範囲で決定するものとし、いずれの数値計画に関しても、未達の場合に乗じる係数は、ゼロ（0%）となります。

② 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定については、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会（現・指名報酬諮問委員会）に於ける審議を経て、2021年2月24日開催の取締役会決議に則り、代表取締役社長持田訓に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、各取締役の報酬額を決定することとしております。

第9号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（取締役会長および社外取締役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与として総額70,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、その内容は、取締役会において決定した決定方針（後掲「事業報告」の「3. 会社役員に関する事項」のうち「(3) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。）に沿うものであり、相当なものであると考えております。

第10号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2007年6月26日開催の第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では2022年6月20日開催の第76回定時株主総会の決議により当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）として継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、2025年6月18日開催予定の当社第79回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現プランの継続後も社会・経済情勢の変化、近時の買収への対応方針をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2025年5月14日に開催されました当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更して継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。

本プランの継続にあたり、主な変更点は次のとおりです。

- ①本プランの対象となる当社株式の買付の範囲の見直しを行いました（後掲「Ⅲ 2 ③」を追加しております）。
- ②当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際に、原則として株主総会において対抗措置発動の決議を経ることといたしました（後掲「Ⅲ 5 (3)」をご参照ください）。
- ③その他語句の修正・文言の整理を行いました。

前回の買収への対応方針の更新時以降、社外取締役については1名増員し5名となっております。今後につきましては、本総会に提出されている関連する議案が承認されることを前提として、本総会終了後に監査等委員会設置会社へ移行すること予定しております。移行後の取締役構成は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名、監査等委員である取締役3名の合計10名（うち社外取締役6名）で、これにより社外取締役比率は60%となる予定であり、

監督機能の一層の強化を図るべく対応してまいります。

本プランの継続につきましては、当社監査役3名（うち社外監査役3名）はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。なお、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。また、2025年3月31日現在の当社株式および大株主の状況は、別紙1のとおりです。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

II. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I. 基本方針の実現にも資するものと考えております。

1. 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、印刷機械システムメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社は創業100年である2023年を「再創業元年」と位置づけ、経営理念をそれまでの「顧客感動企業の実現」から「感動」を届ける範囲を広げ「感動企業の実現」へ改訂し、次の3つの活動を進めています。

- ① 顧客感動を創造する知覚品質管理とソリューション提案の実現
- ② 社員に感動を与える小森流動き方改革と多様な人材活用の実現
- ③ 協力企業様を含めたパートナーに感動を与える幅広い共創と協働の構築

これらの活動により、顧客はもちろんのこと、社員、パートナーを含む全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらすことが当社の企業価値の源泉であり、「人間性・社会性・経済性」を追求することで、企業価値の拡大を図って参ります。

2. 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社の企業価値の源泉は、全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらす活動を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられたステークホルダーとの信頼関係にあります。事業活動のプロセスにおける当社の強みは、開発、製造（モノづくり）、印刷技術の3つの分野で蓄積された知見・ノウハウであります。

当社は、印刷業界の構造変化に対応すべく、この強みを最大限に活かしながら、コア事業であるオフセット事業と証券印刷事業の基盤強化を図るとともに、新しい事業領域への拡大を図ってまいりました。第6次中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）では、世界最高クラスのROIを提供する新機種を市場投入し収益力の向上に努めるとともに、資本効率向上のため資産圧縮を進めてまいりました。2024年4月から開始した第7次中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、サステナブルな経営体質に向けた事業変革と経営基盤強化の活動を推進しております。第7次中期経営計画の骨子、財務方針、目標としている経営指標は以下のとおりです。

① 第7次中期経営計画の骨子

a. 事業ポートフォリオ転換に向けた取り組み強化（事業変革）

- i) 基盤事業（オフセット事業/証券印刷事業）の付加価値強化による収益力向上
- ii) 成長事業（DPS事業/PE事業）の技術基盤強化により2桁成長を継続

b. 経営基盤強化（戦略投資）

- i) 新規市場・成長市場の獲得へ向けた要素技術開発投資の拡大
- ii) グローバル化が進む事業環境に合わせた事業体制の刷新とグローバル人材活用

- c. 筋肉質な経営体質への転換（経営体質改善）
 - i) 事業別製販技サービス一体体制の本格運用と資産圧縮・効率化
 - ii) 販売/サービス顧客管理システム、人事システム、管理システムのグローバル対応

② 第7次中期経営計画の財務方針

- a. 資本コストや株価を意識した経営の実現のため、経営資源の適切な配分を実施
- b. ROE向上のため総還元性向を50%とし、成長投資への配分比率を高める（収益向上・成長・サステナビリティへの積極投資）
- c. 第7次中期経営計画期間中は新たに最低配当額（40円）を導入し安定配当を継続するとともに、総還元性向（50%）は維持し株主還元を重視

③ 第7次中期経営計画の目標とする指標(2027年3月期)

長期ビジョン「KOMORI 2030」に沿って、2030年までに2段階でROE向上を図り、第7次中期経営計画ではその1段階として『成長投資』と『収益確保』のバランスをとってまいります。

第7次中期経営計画最終年度の経営目標は以下のとおりです。

- a. 営業利益率： 7.0%以上
- b. ROE： 6.0%以上

3. コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため社外取締役の人数を段階的に増やしております。2024年6月にも社外取締役を1名増員し取締役11名のうち社外取締役を5名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役1名（社外監査役）、非常勤監査役2名（社外監査役、うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査し、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置し、2022年5月からは両委員会を「指名報酬諮問委員会」に再編した上で委員長を社外取締役とし、委員の構成を社外取締役3名、社内取締役2名としています。

今後については、さらなるコーポレート・ガバナンス体制強化のため、2025年6月開催の本総会（第79回定時株主総会）に、「監査等委員会設置会社」へ移行するために必要な議案を上程しております。関連する議案が全て承認されることを前提に、移行後の取締役会構成は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名、監査等委員である取締役3名の合計10名となり、うち社外取締役6名となる予定です。これにより「意思決定の迅速化」、「取締役会の実効性向上」を図り、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み (本プランの内容)

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現行の金融商品取引法上の公開買付規制は、原則として市場内取引には適用されないため、市場内で大規模な買付が行われる際に対象会社やその株主が買収の是非について検討するために必要な情報や時間の確保が必ずしも保障されているわけではありません。加えて、同公開買付規制は、部分買付けを容認するものであることから、強圧的買収などの濫用的な買収を必ずしも排除できるものでもありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様にご判断をいただくために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、以下のいずれかに該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為を意味します（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます）。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、

- (iii) 上記 (i) または (ii) の者の関係者 (これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めたる者を併せたグループをいいます。) ならびに
- (iv) 上記 (i) ないし本 (iv) に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合 (金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)) も加算するものとします。) または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、発行済株式の総数 (同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。) および総議決権の数 (同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準 (別紙2。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。) に基づいて行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします (かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程 (概要につきましては、別紙3をご参照ください。) に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役または社外有識者 (注) のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会の委員の氏名・略歴は、別紙4に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値については株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

(注) 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。また、「監査等委員会設置会社」へ移行した場合は、「社外監査役、社外取締役」を「社外取締役」と読み替えます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の役職および氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会へ提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報（以下、「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下の①から⑥のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。なお、評価必要情報の提出その他当社取締役会への全ての通知および連絡における使用言語は日本語に限らせていただきます。

- ① 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合は構成員を含みます。））の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補者（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定している顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（評価必要情報を最初に受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記（3）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立委員会の勧告を経た上で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に

応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑤のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を経た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがある場合

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするほか、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがありますが、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に際し、原則として、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定した上で、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催します。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。他方、当該株主総会が対抗措置を発動することを可決する決議をした場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。また、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

なお、上記(1)のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であって、かつ、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であると判断されるときは、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的に、原則として、取締役会の決議により、対抗措置を発動することにより大規模買付行為に対抗することといたします。また、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるかまたは困難であるか否かの判断に際しては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間の終了までを、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間の終了までを大規模買付行為待機期間とします。また、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとし、従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとし、

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講じることと決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または、無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとし、

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様にご提供する影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご提供する影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提示し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様には、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をいただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様にご適切なご判断をいただく前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守

するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主の皆様の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を効力発生要件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2028年6月に開催予定の当社第82回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）を充足しています。

また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に最新の改訂版を公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、上記Ⅲ.1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為が為された際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランでは、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動する際には、株主総会において対抗措置発動の決議を経ることを原則としております。その意味で、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発効は、上記Ⅲ.5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間（監査等委員会設置会社へ移行した場合、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年となりますが、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していません。）としておりますので、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 295,500,000株
2. 発行済株式の総数 53,478,840株
3. 株主数 9,265名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,755	12.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	2,948	5.51
小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 取 引 先 持 株 会	2,295	4.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	2,059	3.85
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.54
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,872	3.50
小 森 紀 子	1,656	3.10
小 森 善 仁	1,600	2.99
小 森 善 治	1,068	2.00
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,030	1.93

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以 上

共同協調行為等認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下、「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下、「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社および子会社（当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。）、特定株主グループの役員および主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 当該特定の株主が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者および当該特定の株主（ならびに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続き、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か
8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」または非適格者と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本項目を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」または非適格者と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであると問わない。）
13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外取締役（注）または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいう。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(注) 「監査等委員会設置会社」へ移行した場合は、「社外監査役、社外取締役」を「社外取締役」と読み替える。

以 上

独立委員会の委員候補の略歴

本プランの継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

山田 浩二 (やまだ こうじ)

1954年 6月21日生まれ

1977年 4月 株式会社小松製作所入社

1996年 8月 コマツアメリカ株式会社チャタヌガ工場管理部長

1999年 4月 株式会社小松製作所生産本部大阪工場管理部長

2002年 4月 同社生産本部粟津工場長

2004年 4月 同社執行役員

2005年 4月 同社産機事業本部長兼コマツ産機株式会社代表取締役社長

2009年 2月 同社インド総代表

2009年 4月 コマツインディア有限会社社長

2010年 4月 株式会社小松製作所常務執行役員

2013年 6月 同社常勤監査役

2018年 5月 株式会社内村特別顧問 (現任)

2023年 6月 株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役

2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

山田浩二氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

尼子 晋二 (あまこ しんじ)

1956年 4月21日生まれ

1979年 4月 久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社

1998年 4月 同社枚方製造所鋳鋼製造部技術グループ長

2009年 4月 同社理事

2010年 4月 同社素形材営業部長

2012年 4月 同社素形材事業ユニット長

2013年 4月 クボタマテリアルズカナダ Corp. 社長

2016年 6月 当社常勤社外監査役 (現任)

尼子晋二氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

本総会に提出されている関連する議案が承認されることを前提として、本総会終了後に会社法第2条第15号に規定される社外取締役 (監査等委員) に就任する予定です。

山口 留美 (やまぐち るみ)

1968年 8月13日生まれ

1991年 4月 みすず監査法人 (当時 中央新光監査法人) 入所

1994年 3月 公認会計士登録

2007年 7月 みすず監査法人 退所

2007年 8月 山口留美公認会計士事務所 開設 (現任)

2012年 3月 税理士登録

2012年 3月 山口留美税理士事務所開設 (現任)

2022年 6月 日本ケミファ株式会社 社外監査役 就任 (現任)

山口留美氏は、本総会に提出されている関連する議案が承認されることを前提として、本総会終了後に会社法第2条第15号に規定される社外取締役 (監査等委員) に就任する予定です。

上記、各独立委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

なお、上記の独立委員は全員、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

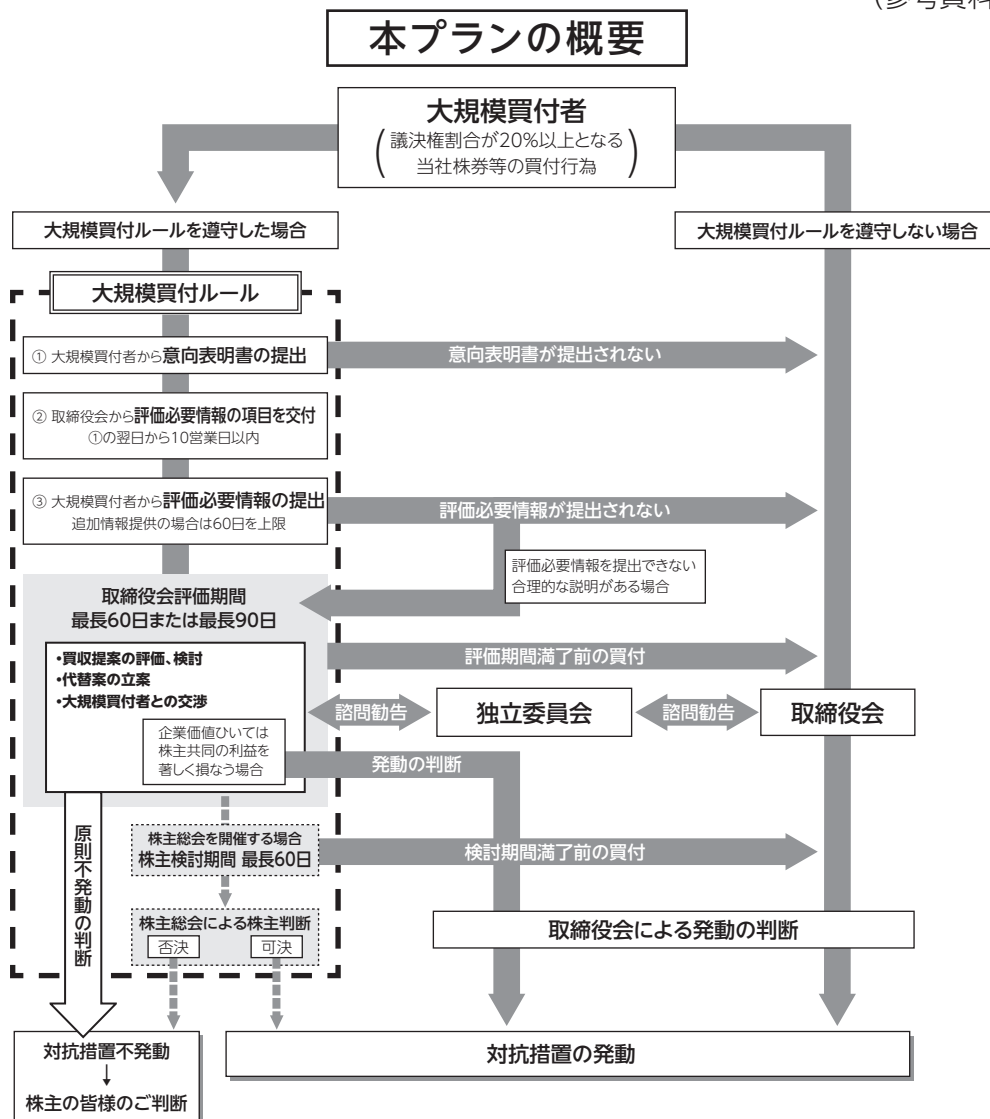
以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以上

(参考資料)



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

事業報告（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復傾向が見られましたが、ウクライナ情勢や中東での地政学リスクの長期化に加えて、米国大統領選後の不確実性が影響し、先行きに対する不透明な状況が続きました。

印刷機械の市場動向は、日本においてはエネルギーコストや印刷資材・物流コスト・労働コストの上昇や人材不足が継続し、これを解決するための印刷価格への転嫁や、生産性向上・省人化などの合理化投資を進める動きが続いていますが、売上高は生産に時間のかかる多色機や両面印刷機等の受注が多く収益認識が翌連結会計年度となるものが増えたため、前連結会計年度をわずかに下回りました。北米においては、紙幣や諸証券印刷設備の受注獲得が寄与し受注高が増加しましたが、大統領選後の金利の高止まりと、通商政策の不確実性が影響して、オフセット印刷機への設備投資に慎重な姿勢が見られたことや、受注が第4四半期に集中したことなどから売上高は前連結会計年度を下回りました。欧州ではインフレ率の鈍化や政策金利の引き下げにより景気の回復傾向が見られた中、2024年5月にドイツで開催された世界最大の印刷機材展である「drupa2024」に省エネ性能の高いモデルを開発・出展した効果もあり、売上高は前連結会計年度を上回りました。中華圏では、海外企業によるサプライチェーン見直しや、不動産不況等により内需が低迷し、商業印刷では厳しい状況が続いています。一方で、パッケージ印刷では、大手印刷会社を中心に、深刻化する労働力不足や人件費の上昇に対処するため、省人化・自動化を目的とした設備更新が進められており、売上高は前連結会計年度を上回りました。アセアンやインドを含むその他の地域では、サプライチェーン見直しによる中国からの生産拠点移転の恩恵を受け、好調な経済環境を背景にオフセット印刷機の需要拡大が続き、売上高は前連結会計年度を上回りました。

このような市場環境のもと、オフセット事業では環境性能向上や生産性向上等の社会課題解決を実現する印刷機である「リスロンGX/Gアドバンス EXエディション」を、「drupa2024」にて発表しました。同機は、環境配慮仕様の採用により最大18%の消費電力を削減することができ、損紙削減や生産性向上を実現することで顧客への訴求力を高め、当連結会計年度の受注拡大に寄与しました。

証券印刷事業では、コロナウイルス感染症の影響で中断していた入札が再開され、大型受注を獲得しました。当社の持つ高い技術と品質に加え、長期にわたりサービスの安定供給を担保する当社の財務基盤が高く評価され、2023年4月から2024年6月までに合計10ヶ国の入札で200億円超の受注を獲得し、これらの結果、当連結会計年度における工事進行に伴い計上される売上高が増加しました。また、その後も順調に受注を増やし、米国ドル紙幣を印刷するBureau of Engraving and Printing（アメリカ合衆国財務省印刷局）からの受注獲得に成功しました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は1,308億9千7百万円（前期比32.1%増）となり、売上高は1,110億5千万円（前期比6.5%増）となりました。売上原価率は、品目別売上構成の違い等により、前連結会計年度に比べ良化しました。販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ、5月に国際展示会が開催され広告宣伝費が増加したこと、売上高の増加に伴う販売手数料が増加したこと、企業結合等により増加しました。その結果、営業利益は71億1千8百万円（前期比45.3%増）となりました。経常利益は76億1千7百万円（前期比12.1%増）、税金等調整前当期純利益は91億6千3百万円（前期比57.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は72億4千8百万円（前期比56.2%増）となりました。

また、海外売上高は771億2千8百万円（前期比10.7%増）で、売上高に占める割合は69.5%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分	第78期 2023年度（前期）		第79期 2024年度（当期）		前 期 比
	金 額	比 率	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	79,713	76.4	85,033	76.5	6.7
修理加工および中古製品販売部門	24,565	23.6	26,017	23.5	5.9
合 計	104,278	100.0	111,050	100.0	6.5
う ち 海 外 売 上 高	69,700	66.8	77,128	69.5	10.7

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

主力のオフセット事業では、今後も成長が見込まれるパッケージ印刷で、北米有数のロータリーダイツール・メーカーであるBernal社からの事業譲受と、フレキシソ印刷機の開発製造会社であるカナダのCanadian Primoflex Systems Inc.の子会社化を実施いたしました。ダイツールの供給による北米でのパッケージ印刷市場への対応強化とともに、当社グループがこれまで手がけてきたオフセット印刷機およびグラビア印刷機に、新たにフレキシソ印刷機をラインアップに加えることで、パッケージ印刷市場での事業拡大を図ってまいります。

成長事業と位置付けているDPS（デジタル印刷システム）事業では、「drupa2024」において、新たに開発したB2枚葉UVインクジェットデジタル印刷機「J-throne 29」を出展し、B2サイズのデジタル印刷機ではクラス最速となる片面印刷時毎時6,000枚、両面印刷時毎時3,000枚

の印刷速度を実現し、世界中のお客様から注目を集めました。中国で開催される展示会「China Print 2025」への出展も予定しており、販売拡大に向けて準備を進めております。

印刷後加工機器や印刷ワークフローシステムを含めたソリューションを提供するPESP（プリントエンジニアリングサービスプロバイダー）事業では、印刷工場のDX化を支援するため、2024年10月に小森グラフィックテクノロジーセンター（KGC）をリニューアルし、「印刷工場の仮想スマートファクトリー」を構築し自動化・省力化・ロボット化のための提案を強化しました。今後も多くのアライアンスパートナーとの提携を深め、自動化機器との接続拡大と生産性向上を推進し、PESP事業の拡大を図ってまいります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、26億円で、前連結会計年度に比べ30.2%増加しております。そのうち有形固定資産分については、つくばプラントの生産性向上のための設備更新および増設、本社オフィスのリニューアル、および開発設備の増設等24億1千5百万円であり、無形固定資産分については、自社利用ソフトウェアへの投資等1億8千5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度末における長短借入金合計残高は3億5百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億9千7百万円減少しております。これは、海外現地法人の運転資金借り入れの減少によるものです。当連結会計年度末の社債残高は100億円で、前連結会計年度から変更ありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業環境につきましては、依然として不確実性が高く、地政学リスクや経済の変動に対して都度、迅速な判断、軌道修正が必要となります。印刷業界においては、出版印刷分野や商業印刷分野での印刷物は減少が予測されるものの、高付加価値印刷やパッケージ印刷の需要は堅調に推移することが予測されております。特にアジア地域においてはパッケージ印刷を中心に需要が高まっており、好調に推移することが予測されます。一方で、材料費や物流費の高騰、労働力不足、気候変動対策に伴う温室効果ガス排出量削減などの課題が依然として存在しており、これらの課題に対する迅速な取り組みが求められています。ワンパス両面機、多色機、検査装置等の高付加価値機能による生産性向上の取り組みや、消費電力低減などの環境性能向上の取り組みがより一層求められております。

このような事業環境の中、2026年3月期は第7次中期経営計画の中間年であり、その基本骨子であるサステナブルな経営体質に向けた事業変革と経営基盤強化を推進してまいります。オフセット事業においては、環境性能向上と共に、生産性、操作性を高めた「リスロンGX/GアドバンスシリーズEXエディション」を昨年市場投入しましたが、さらなる高付加価値印刷実現に向けた両面コーター、疑似エンボスなどの要素技術の市場投入を進めてまいります。また、「KP-Connect」を中核としたスマートファクトリー構想の具現化を進めており、生産現場の「見える化」「自動化」「整流化」を実現し、生産性の最大化、環境、人財不足への対応に取り組んでまいります。一方、DPS事業については、B2サイズではクラス最速となる、片面印刷毎時6,000枚の印刷速度を実現するB2枚葉UVインクジェットデジタル印刷機「J-throne 29」を市場投入し、デジタル印刷の常識を覆す圧倒的なスピードとパフォーマンスで、世界最高クラスのROIを実現します。また、証券印刷事業については、今まで培ってきた銀行券印刷のセキュリティ印刷技術をさらに強化するとともに、国・企業・個人のアイデンティティを守る新しいソリューションの提供を目指してまいります。PE（プリンテッドエレクトロニクス）事業は、迅速に技術開発を進めるためにパートナー企業との共同開発や産学連携によるオープンイノベーションを推進し、新たなアプリケーション開発を進めてまいります。

環境への取り組みとしましては、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)に基づく気候変動に関するリスク・機会の分析、グループ全体のCO2排出量の削減、環境配慮型の製品開発などの施策を実行し、持続的な成長につなげてまいります。また、KOMORIが持続的に企業価値を向上し続けるためには、人財を最も重要な「資本」として位置づけ、従業員エンゲージメントを向上させる取り組みが必要不可欠であると考えており、その根幹を「K-Work」(KOMORI流働き方改革)と名付け、「働きやすい職場環境の整備」「人財マネジメントの強化」「ダイバーシティの推進」を三本柱として段階的に改革を実行し、グループ全体で人的資本の強化に努めてまいります。従業員エンゲージメントの強化として、「従業員エンゲージメントサーベイ」を実施し、サーベイを通じて把握した課題に取り組むことで、エンゲージメントの向上を図り、離職防止や生産性向上、業績改善などの成果を目指します。これら持続可能な社会実現への活動については、今後もさらなる取り組みの強化を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社小森マシナリー	百万円 1,600	% 100	印刷機械および装置・部品の製造販売
株式会社小森エンジニアリング	百万円 20	% 100	印刷機械および関連機器の設計
株式会社セリアコーポレーション	百万円 60	% 100	印刷機械その他印刷資機材の製造販売
コモリ アメリカ コーポレーション	千米ドル 13,570	% 100	当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	千ユーロ 1,452	% 100	当社製品の販売および修理加工ならびに地域統括
コモリ シャンボン エス. エイ. エス.	千ユーロ 23,211	% 100	印刷機械の製造販売
エムピーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムピーエイチ	千ユーロ 25	% 100	印刷後加工機および装置・部品の製造販売および修理加工
小森 香港 有 限 公 司	千香港ドル 18,116	% 100	当社製品の販売および修理加工
小森 機 械 (南 通) 有 限 公 司	千米ドル 14,000	% 100	印刷機械および装置の製造販売
コモリ タイワン リミテッド	千新台幣ドル 45,860	% 100	当社製品の販売および修理加工
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	千シンガポールドル 2,000	% 100	当社製品の販売および修理加工
コモリ インディア プライベート リミテッド	千インドルピー 500	% 100	当社製品の販売および修理加工

(6) 財産および損益の状況の推移

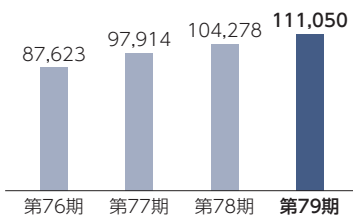
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 76 期 2021 年度	第 77 期 2022 年度	第 78 期 2023 年度	第79期 (当期) 2024 年度
売上高 (百万円)	87,623	97,914	104,278	111,050
経常利益 (百万円)	3,408	6,611	6,797	7,617
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,158	5,716	4,641	7,248
1株当たり当期純利益 (円)	110.67	104.85	86.79	136.62
総資産 (百万円)	157,081	165,523	167,588	172,915
純資産 (百万円)	103,382	107,133	114,467	115,499
1株当たり純資産 (円)	1,894.34	1,961.88	2,157.34	2,176.81

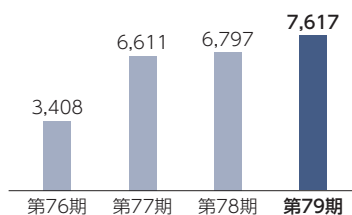
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

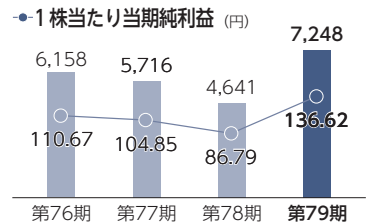
■ 売上高 (百万円)



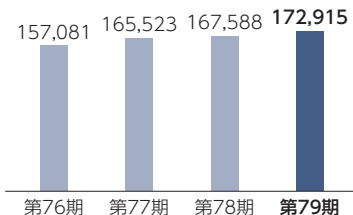
■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



■ 1株当たり純資産 (円)



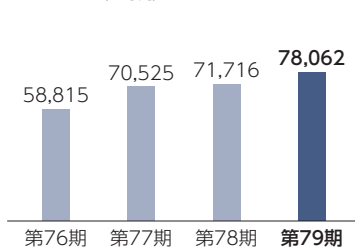
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 76 期 2021 年度	第 77 期 2022 年度	第 78 期 2023 年度	第79期 (当期) 2024 年度
売 上 高 (百万円)	58,815	70,525	71,716	78,062
経 常 利 益 (百万円)	1,204	5,445	5,972	7,821
当 期 純 利 益 (百万円)	4,513	7,720	6,096	7,913
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.11	141.60	113.99	149.15
総 資 産 (百万円)	129,750	138,298	138,678	142,616
純 資 産 (百万円)	92,714	98,029	105,008	105,944
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,700.44	1,797.99	1,979.08	1,996.73

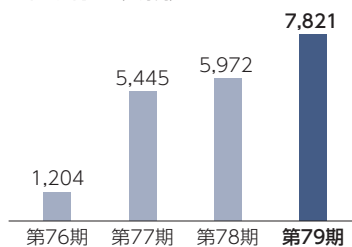
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

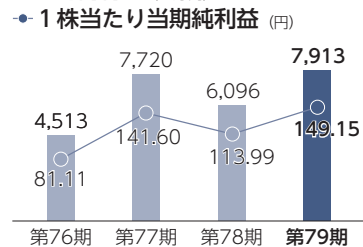
■ 売上高 (百万円)



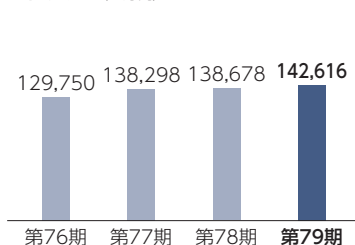
■ 経常利益 (百万円)



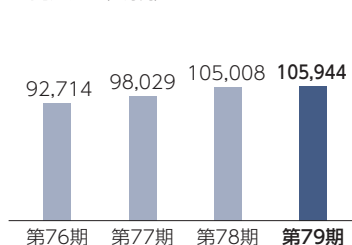
■ 当期純利益 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生産拠点
枚 葉 印 刷 機	つくばプラント、株式会社小森マシナリーおよび小森機械（南通）有限公司
輪 転 印 刷 機	つくばプラント
証 券 印 刷 機	つくばプラント
デ ジ タ ル 印 刷 機	株式会社小森マシナリー
紙 器 印 刷 機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
ス ク リ ー ン 印 刷 機	株式会社セリアエンジニアリング
印 刷 後 加 工 機	エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社 東京都墨田区
 西日本支社 大阪府大阪市
 中部支店 愛知県名古屋市
 九州支店 福岡県福岡市
 北海道営業所 北海道札幌市
 東北営業所 宮城県仙台市
 北陸営業所 富山県富山市
 四国営業所 香川県高松市
 つくばプラント 茨城県つくば市
 東日本サービス 東京都墨田区
 西日本サービス 大阪府大阪市
 つくばサービス 茨城県つくば市

② 子会社の拠点

株式会社小森マシナリー 山形県東置賜郡高島町
 株式会社小森エンジニアリング 茨城県つくば市
 株式会社セリアコーポレーション 埼玉県戸田市
 コモリ アメリカ コーポレーション アメリカ イリノイ州
 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ. オランダ ヌトレヒト
 コモリ シャンボン エス.エイ.エス. フランス オルレアン
 エムビーオー ポストプレス ソリューションズ ジーエムビーエイチ ドイツ オッペンヴァイラー
 小森香港有限公司 中国 香港
 小森機械（南通）有限公司 中国 南通
 コモリ タイワン リミテッド 台湾 台北
 コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド シンガポール
 コモリ インディア プライベート リミテッド インド ファリーダーバード

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
印刷機械製造および販売部門	1,870 名	+62 名
修理加工および中古製品販売部門	501	+7
管理部門	254	-6
合 計	2,625	+63

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,074 名	+18 名	43.13 歳	18.48 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
欧州みずほ銀行	106 百万円
バンコ・コメルシアル・ポルトギース (BCP)	199

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	295,500,000株
(2) 発行済株式の総数	53,478,840株
(3) 株主数	9,265名
(4) 大株主（上位10名）	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,755 千株	12.63 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	2,948	5.51
小森コーポレーション取引先持株会	2,295	4.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	2,059	3.85
明治安田生命保険相互会社	1,895	3.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,872	3.50
小 森 紀 子	1,656	3.10
小 森 善 仁	1,600	2.99
小 森 善 治	1,068	2.00
住友生命保険相互会社	1,030	1.93

(注) 1.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2.当社は、自己株式5,711株を保有しております。

自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した㈱日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式252千株および株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した㈱日本カストディ銀行（信託E口）所有の当社株式162千株、合計414千株を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、当社の業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」を導入しております。

また、当社は2025年2月に、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	小 森 善 治		
代表取締役社長	持 田 訓	最高経営責任者（CEO）	
取 締 役	梶 田 英 治	専務執行役員 パッケージソリューション事業本部長	コモリ シャンボン エス. エイ. エス. 取締役会長
取 締 役	横 山 雅 文	専務執行役員 社長補佐	
取 締 役	松 野 浩 一	常務執行役員 オフセット事業本部長	
取 締 役	橋 本 巖	常務執行役員兼最高財務責任者（CFO） グローバル経営管理統括本部長兼管理本部長	
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 ソマール株式会社社外監査役 株式会社やまびこ社外取締役
取 締 役	杉 本 昌 隆		国立大学法人山形大学大学院有機材料 システム研究科教授
取 締 役	丸 山 俊 郎		
取 締 役	山 田 浩 二		株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役
取 締 役	林 貴 子		三井住友カード株式会社常務執行役員 兼株式会社三井住友フィナンシャルグ ループ執行役員グループCHRO補佐 UTグループ株式会社社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	尼 子 晋 二		
監 査 役	坂 本 裕 子		坂本裕子公認会計士事務所所長 預金保険機構監事（非常勤）
監 査 役	大 塚 雅 広		株式会社ヤナセ常勤社外監査役

- (注) 1. 船橋勇雄氏、清田宗明氏は、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 林貴子氏、大塚雅広氏は、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役亀山晴信、杉本昌隆、丸山俊郎、山田浩二および林貴子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役尼子晋二、坂本裕子および大塚雅広の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役亀山晴信、杉本昌隆、丸山俊郎、山田浩二および林貴子の各氏、監査役尼子晋二、坂本裕子および大塚雅広の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社および国内子会社の全ての役員等および執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

また、2025年7月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	282 (54)	222 (54)	60	-	12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	38 (38)	38 (38)	-	-	4 (4)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役11名、監査役3名であります。
2. 2008年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
3. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における業績連動報酬等は、金銭報酬等である業績連動賞与と非金銭報酬等である業績連動型株式報酬から構成されております。

まず、事業年度ごとの業績連動賞与の業績連動の指標としては、株主還元の充実に寄与する重要な経営指標であり、年度単位の取締役の貢献度の測定に最適であるとの考えから、連結営業利益を採用しております。具体的な支給金額は、原則として中期経営計画における当該事業年度の連結営業利益の計画値を基準に、その達成度に応じるものとし、事業年度終了後に株主総会にお諮りすることとしております。

次に、当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業務執行取締役を対象に業績連動型株式報酬を支給する制度（「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」）を、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会決議により導入し、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会決議により改定しております。同制度は、各事業年度において、対象者に対して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まるポイントを中期経営計画の最終年度の各数値に対する達成度合いを事業年度ごとに評価して付与し、退任後にそのポイントに応じて株式を給付します。また、事業年度ごとの調整に当たって乗じる係数は、数値計画につき、0～1.2%（0%～120%）の範囲で決定するものとし、いずれの数値計画に関しても、未達の場合に乗じる係数は、ゼロ（0%）となります。現在評価に用いている業績指標は第7次中期経営計画の数値目標であり営業利益率：7.0%以上、ROE：6.0%以上であります。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月22日開催の第75回定時株主総会において年額350,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で設定している、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、業務執行取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度は、2024年6月18日開催の第78回定時株主総会決議により改訂しており、1事業年度当たりの合計は50,400ポイント（1ポイント当たり普通株式1株に換算）を上限としています。当該定時株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月24日開催の第62回定時株主総会において年額90,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、社外取締役2名および社内取締役1名の計3名にて構成する報酬諮問委員会（現・指名報酬諮問委員会）において原案を作成および審議した上で、その答申内容を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決議しております。

ii) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るために十分に機能し、説明責任や業績連動性を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬から構成されるものとし、他方で、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬の個人別の支給額は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。業績連動賞与および業績連動型株式報酬の決定に係る方針については、前掲「②業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、基本方針に照らして適切な割合となるように決定するものとしております。なお、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、基本報酬の総額の約2分の1程度となり、賞与として毎年一定の時期に支給することがあります。個人別の報酬額のうち、基本報酬および業績連動賞与については、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、詳細については後掲「⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項」のとおりです。

なお、監査役は、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役の協議により基本報酬額を決定しております。

iii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会としても基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定については、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会（現・指名報酬諮問委員会）に於ける審議を経て、2021年2月24日開催の取締役会決議に則り、代表取締役社長持田訓に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し、代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、各取締役の報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、ソマール株式会社および株式会社やまびこ、杉本昌隆氏の兼職先である国立大学法人山形大学大学院、山田浩二氏の兼職先である株式会社スパンクリートコーポレーション、ならびに林貴子氏の兼職先である三井住友カード株式会社、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、およびUTグループ株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役坂本裕子氏の兼職先である坂本裕子公認会計士事務所、預金保険機構、ならびに監査役大塚雅広氏の兼職先である株式会社ヤナセは当社との間にいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	亀 山 晴 信	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	杉 本 昌 隆	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	丸 山 俊 郎	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	山 田 浩 二	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、異業種メーカーでの国内外の工場経営と事業責任者としての知見等を活かして必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	林 貴 子	取締役就任以降、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、人的資本経営、ダイバーシティの推進等に関し専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	尼 子 晋 二	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーでの経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	坂 本 裕 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、および監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 塚 雅 広	監査役就任以降、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、長年にわたる金融機関での業務経験と専門的知識を活かした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社と取締役亀山晴信、杉本昌隆、丸山俊郎、山田浩二および林貴子、監査役尼子晋二、坂本裕子および大塚雅広の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人及び同一ネットワークに属する組織報酬等の額

		監査報酬		非監査報酬	
		会計監査人	会計監査人と同一ネットワークに属する組織	会計監査人	会計監査人と同一ネットワークに属する組織
当社	(百万円)	89	—	—	2
連結子会社	(百万円)	7	129	—	4
非連結子会社	(百万円)	—	—	—	—
合計	(百万円)	96	129	—	6

(3) 非監査業務の内容

当社および当社グループ会社は、会計監査人と同一ネットワークに属する組織に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務申告業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

①基本方針の概要

当社が取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「コンプライアンス規程」、「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図る。
 - ii) 内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努めるとともに、通報者に対して不利な取り扱いをしない。また、公益通報者保護法にしたがった制度の整備、運用を行う。
 - iii) CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制の責任者とし、体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行う。
 - iv) 内部監査室が、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度および業務執行状況を評価する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役および監査役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) リスクマネジメントの最高責任者として代表取締役社長を置き、CSR・環境推進室をその事務局とし、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応する。
 - ii) 「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント運営要領」を整備し、リスクごとに担当する取締役、執行役員、本部長などを定め、対応する。
 - iii) 地震等大規模自然災害が発生した場合の行動基準を定めた「地震対策マニュアル」を策定する等体制を整備し、対応を図る。
 - iv) 情報セキュリティ確保に向けた「情報セキュリティポリシー」を整備し、情報資産を脅かす各種要因に対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 執行役員制度を導入している。
 - ii) 各会議体およびこれらの規程を整備し、会議の効率的な運用を図る。
 - iii) 取締役、執行役員および従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施する。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役および執行役員で構成するCSR委員会を設置し、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項を各部門内に周知徹底する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図る。
 - ii) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、リスクマネジメントを行う。
 - iii) CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置く。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 当社および子会社の取締役および従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告する。

- ii) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査役に事前に通知する。
 - iii) 取締役および従業員は、監査役の要請により必要な報告を行う。この報告者は報告を理由として不利な取り扱いを受けない。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務執行に必要な費用は当社が負担する。
10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 代表取締役は、監査役と会合をもち、意思の疎通を図る。
 - ii) 内部監査室および会計監査人は、監査結果について監査役へ報告する。
 - iii) 監査役は重要な会議に出席して意見を述べるができる。

②基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- i) 「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」について、グループ会社の役員および従業員を対象にしたコンプライアンス教育を国内拠点・子会社に対して実施し周知を図りました。また、中長期的な価値創造への取り組みについてステークホルダーに財務・非財務情報の両面から開示することを目的に、「統合報告書」の2024年版を発行しました。
 - ii) CSR・環境推進室長を内部通報の窓口とし、役員の情報先を監査役・社外取締役としています。
 - iii) 内部監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価結果に基づき、取締役会で内部統制は有効である旨の内部統制報告書を決議しました。また、内部監査を計画に基づき実施し、結果を取締役会および監査役会に報告しています。
2. 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書等は、関係する規程に従って適切に保存・保管しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 年度計画でリスク課題を含む事業目標および施策を設定し、進捗状況、課題等について、執行役員会およびCSR委員会にて、報告およびレビューを行いました。
 - ii) 地震対策マニュアルを作成し従業員に配付するとともに、非常時対応訓練、災害対策用品の備蓄を行っています。
 - iii) 情報セキュリティポリシーを策定し、従業員に対して教育および平常時訓練を行いました。また、小森グループITセキュリティガイドラインを全グループ会社への展開し、遵守状況の確認・アドバイスをしました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 第7次中期経営計画を、第6次中期経営計画の反省と成果を踏まえて策定し、公表しました。
 - ii) 取締役から業務執行を委ねられた執行役員は、年度計画を作成して執行しており、その進捗状況、課題等について、取締役会、執行役員会等で報告およびレビューを行いました。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) CSR委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価および内部監査の状況について報告を行いました。
 - ii) コンプライアンス教育において受講者にアンケート形式でコンプライアンス上の問題の有無を確認しました。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」で主管部門、親会社の承認事項および報告事項を規定し運用しています。
 - ii) 子会社との定期的な会議や随時の打合せ等で、適宜子会社への指導助言を行っています。
 - iii) 子会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制評価も当社内部監査室が行いました。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- i) 監査役会直属の監査役室を設置し、監査役の職務を補助する従業員（監査役専任スタッフ）を配置しています。
 - ii) 監査役専任スタッフの任命、異動、評価については、監査役の同意を必要としています。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 監査役は重要会議の出席者として指定されており、監査役に報告する体制になっています。
 - ii) 子会社においても内部通報窓口は当社CSR・環境推進室長、役員の通報先は監査役・社外取締役としており、CSR・環境推進室長への通報内容は監査役へ報告しています。
 - iii) 監査役への報告または内部通報窓口への通報により、報告をした者が不利な取り扱いを受けることがないように、通報者の保護に関する規程を整備し、従業員および役員に周知・徹底しております。
 - iv) 稟議書は規程に従い常勤監査役に回覧しており、取締役会の資料は会日に先立って配付しています。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の監査に必要な費用は、予算化し事後処理も含め当社負担としています。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 会長、代表取締役社長と監査役全員による会合を行い、意見を交換しました。
 - ii) 社外取締役と監査役との間で情報交換を行いました。
 - iii) 監査役と内部監査室長とは定期的に会合をもっています。また、監査役は、内部監査室と合同で監査を行う等、連携を図りました。
 - iv) 監査役は、会計監査人から適宜監査状況について報告を受ける等、コミュニケーションを図りました。
 - v) 監査役は、重要会議の出席者として指定されており、これに出席し、意見を述べました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、印刷機械システムメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社は創業100年である2023年を「再創業元年」と位置づけ、経営理念をそれまでの「顧客感動企業の実現」から「感動」を届ける範囲を広げ「感動企業の実現」へ改訂し、次の3つの活動進めています。

- ① 顧客感動を創造する知覚品質管理とソリューション提案の実現
- ② 社員に感動を与える小森流働き方改革と多様な人材活用の実現
- ③ 協力企業様を含めたパートナーに感動を与える幅広い共創と協働の構築

これらの活動により、顧客はもちろんのこと、社員、パートナーを含む全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらすことが当社の企業価値の源泉であり、「人間性・社会性・経済性」を追求することで、企業価値の拡大を図って参ります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取り組み

当社の企業価値の源泉は、全てのステークホルダーに「感動=Beyond Expectations」をもたらす活動を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられたステークホルダーとの信頼関係にあります。事業活動のプロセスにおける当社の強みは、開発、製造（モノづくり）、印刷技術の3つの分野で蓄積された知見・ノウハウであります。

当社は、印刷業界の構造変化に対応すべく、この強みを最大限に活かしながら、コア事業であるオフセット事業と証券印刷事業の基盤強化を図るとともに、新しい事業領域への拡大を図ってまいりました。第6次中期経営計画（2020年3月期～2024年3月期）では、世界最高クラスのROIを提供する新機種を市場投入し収益力の向上に努めるとともに、資本効率向上のため資産圧縮を進めてまいりました。2024年4月から開始した第7次中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）では、サステナブルな経営体質に向けた事業変革と経営基盤強化の活動を推進しております。第7次中期経営計画の骨子、財務方針、目標としている経営指標は以下のとおりです。

① 第7次中期経営計画の骨子

- a. 事業ポートフォリオ転換に向けた取り組み強化（事業変革）
 - i). 基盤事業(オフセット事業/証券印刷事業)の付加価値強化による収益力向上
 - ii). 成長事業（DPS事業/PE事業）の技術基盤強化により2桁成長を継続
- b. 経営基盤強化（戦略投資）
 - i). 新規市場・成長市場の獲得へ向けた要素技術開発投資の拡大
 - ii). グローバル化が進む事業環境に合わせた事業体制の刷新とグローバル人材活用
- c. 筋肉質な経営体質への転換（経営体質改善）
 - i). 事業別製販技サーブ一体体制の本格運用と資産圧縮・効率化
 - ii). 販売/サービス顧客管理システム、人事システム、管理システムのグローバル対応

② 第7次中期経営計画の財務方針

- a. 資本コストや株価を意識した経営の実現のため、経営資源の適切な配分を実施
- b. ROE向上のため総還元性向を50%とし、成長投資への配分比率を高める（収益向上・成長・サステナビリティへの積極投資）
- c. 第7次中期経営計画期間中は新たに最低配当額（40円）を導入し安定配当を継続するとともに、総還元性向（50%）は維持し株主還元を重視

③ 第7次中期経営計画の目標とする指標(2027年3月期)

長期ビジョン「KOMORI 2030」に沿って、2030年までに2段階でROE向上を図り、第7次中期経営計画ではその1段階として『成長投資』と『収益確保』のバランスをとってまいります。

第7次中期経営計画最終年度の経営目標は以下のとおりです。

- a. 営業利益率： 7.0%以上
- b. ROE： 6.0%以上

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2021年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役11名のうち社外取締役を4名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役1名(社外監査役1名)、監査役2名(社外監査役2名、うち女性1名)で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しました。両委員会については、2022年5月からは「指名報酬諮問委員会」に再編した上で委員長を社外取締役とし、委員の構成を社外取締役3名、社内取締役2名に増強しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要〈買収への対応方針〉

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2022年6月20日開催の当社第76回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものいたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。ただし、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、株主総会を開催することがありますが、大規模買付行為は当該期間の経過後にのみ開始できるものいたします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものいたします。

なお、本プランの有効期限は2025年6月に開催予定の当社第79回定時株主総会の終結の時までといたします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に最新の改訂版を公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるといった目的をもっているものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定かつ充実した利益還元を継続的に行うことを最重要課題の一つと認識しております。

この方針のもと、2024年4月1日から2027年3月31日までの第7次中期経営計画期間については、成長投資資金を確保して企業価値の拡大を図るとともに、総還元性向の目安を50%とし、最低配当金額を40円と設定しております。今後とも総合的な株主還元の充実に努めてまいります。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回とした上で、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	124,039	流動負債	53,163
現金及び預金	48,148	支払手形及び買掛金	7,442
受取手形、売掛金及び契約資産	16,159	電子記録債務	7,388
電子記録債権	2,231	短期借入金	191
有価証券	11,321	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	21,228	未払法人税等	2,110
仕掛品	12,378	契約負債	16,195
原材料及び貯蔵品	8,885	賞与引当金	1,117
その他の流動資産	3,993	製品保証引当金	739
貸倒引当金	△307	その他の引当金	320
固定資産	48,875	その他の流動負債	7,658
有形固定資産	20,782	固定負債	4,252
建物及び構築物	6,251	長期借入金	114
機械装置及び運搬具	3,209	繰延税金負債	1,073
土地	8,221	退職給付に係る負債	970
建設仮勘定	88	その他の引当金	24
リース資産	1,870	その他の固定負債	2,069
その他の有形固定資産	1,141	負 債 合 計	57,416
無形固定資産	2,488	(純 資 産 の 部)	
のれん	1,131	株主資本	105,927
その他の無形固定資産	1,357	資本金	37,714
投資その他の資産	25,604	資本剰余金	37,286
投資有価証券	13,749	利益剰余金	31,306
繰延税金資産	1,340	自己株式	△380
保険積立金	7,045	その他の包括利益累計額	9,571
退職給付に係る資産	3,125	その他有価証券評価差額金	5,601
その他の投資その他の資産	424	為替換算調整勘定	2,958
貸倒引当金	△81	退職給付に係る調整累計額	1,011
資 産 合 計	172,915	純 資 産 合 計	115,499
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	172,915

連結損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		111,050
売上原価		71,559
売上総利益		39,491
販売費及び一般管理費		32,373
営業利益		7,118
営業外収益		
受取利息及び配当金	612	
その他の営業外収益	323	935
営業外費用		
支払利息	108	
為替差損	254	
その他の営業外費用	74	437
経常利益		7,617
特別利益		
固定資産売却益	164	
投資有価証券売却益	1,764	
その他	15	1,944
特別損失		
固定資産処分損	15	
減損損失	314	
事業構造改善費用	53	
その他	14	398
税金等調整前当期純利益		9,163
法人税、住民税及び事業税		2,642
法人税等調整額		△727
当期純利益		7,248
親会社株主に帰属する当期純利益		7,248

連結株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,714	37,286	29,433	△2,289	102,144
当期の変動額					
剰余金の配当			△3,465		△3,465
親会社株主に帰属する当期純利益			7,248		7,248
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却		△37	△1,909	1,947	－
株式給付信託に対する自己株式の処分		37		161	198
株式給付信託による自己株式の取得				△198	△198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	1,873	1,909	3,783
当期末残高	37,714	37,286	31,306	△380	105,927

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係 属 する 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額 合 計	
当期首残高	9,082	3,217	23	12,322	114,467
当期の変動額					
剰余金の配当					△3,465
親会社株主に帰属する当期純利益					7,248
自己株式の取得					△0
自己株式の消却					－
株式給付信託に対する自己株式の処分					198
株式給付信託による自己株式の取得					△198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,480	△258	988	△2,751	△2,751
当期変動額合計	△3,480	△258	988	△2,751	1,032
当期末残高	5,601	2,958	1,011	9,571	115,499

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	86,022	流動負債	35,319
現金及び預金	32,040	支払手形	154
受取手形	2,116	買掛金	6,533
売掛金	12,524	電子記録債務	5,759
契約資産	3,135	1年内償還予定の社債	10,000
電子記録債権	2,032	リース債務	88
有価証券	9,500	未払金	1,430
商品及び製品	13,221	未払費用	824
仕掛品	6,068	未払法人税等	1,906
原材料及び貯蔵品	3,651	契約負債	6,443
前渡金	153	預り金	872
前払費用	773	賞与引当金	818
その他の流動資産	926	製品保証引当金	248
貸倒引当金	△123	その他の引当金	89
固定資産	56,594	その他の流動負債	151
有形固定資産	11,830	固定負債	1,352
建物	3,614	リース債務	285
構築物	48	長期未払金	285
機械及び装置	1,419	繰延税金負債	706
車両運搬具	1	資産除去債務	8
工具、器具及び備品	716	その他の固定負債	67
土地	5,717	負 債 合 計	36,672
リース資産	307	(純資産の部)	
建設仮勘定	5	株主資本	100,474
無形固定資産	403	資本金	37,714
借地権	92	資本剰余金	37,797
ソフトウェア	203	資本準備金	37,797
リース資産	74	利益剰余金	25,342
ソフトウェア仮勘定	17	利益準備金	2,122
その他の無形固定資産	16	その他利益剰余金	23,220
投資その他の資産	44,361	圧縮記帳積立金	661
投資有価証券	13,389	別途積立金	10,000
関係会社株式	16,330	繰越利益剰余金	12,558
関係会社長期貸付金	6,796	自己株式	△380
保険積立金	7,045	評価・換算差額等	5,470
前払年金費用	591	その他有価証券評価差額金	5,470
その他の投資その他の資産	287	純 資 産 合 計	105,944
貸倒引当金	△80	負 債 ・ 純 資 産 合 計	142,616
資 産 合 計	142,616		

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		78,062
売上原価		56,172
売上総利益		21,890
販売費及び一般管理費		15,189
営業利益		6,700
営業外収益		
受取利息及び配当金	942	
技術指導料	267	
その他の営業外収益	224	1,434
営業外費用		
社債利息	39	
手形売却損	32	
為替差損	227	
その他の営業外費用	13	313
経常利益		7,821
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	1,764	1,766
特別損失		
固定資産処分損	8	
減損損失	314	
その他	13	336
税引前当期純利益		9,251
法人税、住民税及び事業税		1,961
法人税等調整額		△624
当期純利益		7,913

株主資本等変動計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		利益準備金	その他利益剰余金
					圧縮記帳積立金	別途積立金	
当期首残高	37,714	37,797		37,797	2,122	680	10,000
当期変動額							
剰余金の配当							
圧縮記帳積立金の取崩						△19	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の消却			△37	△37			
株式給付信託に対する自己株式の処分			37	37			
株式給付信託による自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△19	-
当期末残高	37,714	37,797	-	37,797	2,122	661	10,000

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	10,000	22,803	△2,289	96,026	8,982	8,982	105,008
当期変動額							
剰余金の配当	△3,465	△3,465		△3,465			△3,465
圧縮記帳積立金の取崩	19	-		-			-
当期純利益	7,913	7,913		7,913			7,913
自己株式の取得			△0	△0			△0
自己株式の消却	△1,909	△1,909	1,947	-			-
株式給付信託に対する自己株式の処分	-	-	161	198			198
株式給付信託による自己株式の取得			△198	△198			△198
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					△3,512	△3,512	△3,512
当期変動額合計	2,557	2,538	1,909	4,448	△3,512	△3,512	935
当期末残高	12,558	25,342	△380	100,474	5,470	5,470	105,944

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために

経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積もりの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切ではない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大橋 佳之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社 小森コーポレーション 監査役会

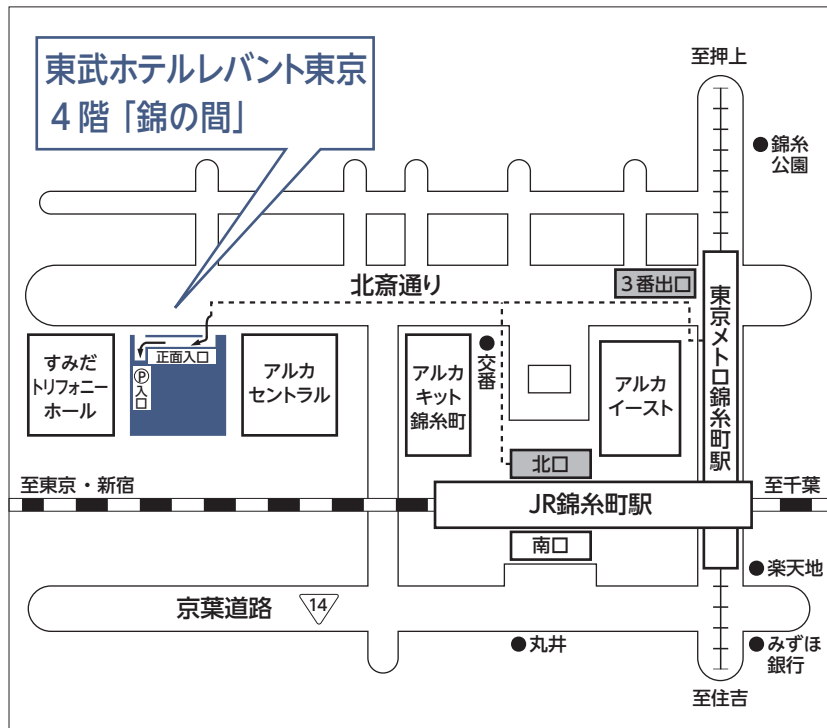
常勤監査役（社外監査役） 尼 子 晋 二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 坂 本 裕 子 ㊟

監 査 役（社外監査役） 大 塚 雅 広 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
Tel.03(5611)5511(代)
- 交通 JR総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分